

お知らせ

児童手当が6年生までに 拡充(所得制限も緩和)

今年の四月一日から児童手当の支給対象年齢が、小学校六年生までに拡充されました。

新たに児童手当を受けられる児童の保護者の方は、認定請求の手続きが必要です。改正に伴う新規の請求は九月三十日までに受け付けたものに限り、特例的に四月一日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

養育者の加入する年金制度により、左表のとおり所得制限があります。限度額は、前年(一月から五月までの月分については前々年)の所得額で判定します。

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額にその老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

問い合わせ先

住民福祉課児童福祉係

☎(48)1111(内226)

地域包括支援センター事務所を設置

平成十九年一月に地域包括支援センターがスタートします。九月一日から開所に向けて事務所を設置しました。

高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと生活していくためには、できる限り要介護状態にならないように予防対策を取らなければなりません。たとえ要介護状態になったとしても、状態に応じた介護サービスや医療サービスなど、変化に応じてサービスを切れ目なく提供する必要がある。

地域包括支援センターでは、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を行うための、総合相談

窓口としての役割を担います。

事務所では、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師の専門職員が連携して業務を行い、開所の準備を進めます。

事務所設置場所

役場庁舎(地下一階東南角)

問い合わせ先

地域包括支援センター

☎(48)1111(内318)

地域包括支援センター事務所設置に伴い、九月一日付けで次のとおり町職員の人事異動を行いました。

()は前職

【課長級】環境衛生課長兼保健係長(環境衛生課長) 池谷洋司

【係長級】保険課地域包括支援係長(環境衛生課保健係長) 鈴木みえ子

ふれあいハイク参加者を募集

秋の一日、家族や友達と一緒に阿久比の史跡巡りをしてみませんか。



日時

十月十五日(日) 雨天中止

午前八時二十分から受け付け

午前九時出発

午前十一時半ごろゴール

集合場所 東部小学校

コース ふれあいマップ「史跡めぐりコース」(約四・六キロメートル)

参加費 無料

申込期限 十月十一日(水)

当日参加もできます。

申し込み・問い合わせ先

社会教育課

☎(48)1111(内262)

事業所・企業統計調査にご協力ください

十月一日に平成十八年事業所・企業統計調査が全国一斉に実施されます。

事業所・企業統計調査は、商店や工場、営業所、医院、寺院など全ての事業所が対象となります。

調査結果は、国や都道府県、市区町村などが、これからの行政を考える基礎資料として活用されます。

九月下旬から各事業所に「調査員証」を携行した調査員が伺い、調査票の記入をお願いしますのでご協力ください。

問い合わせ先 企画財政課

☎(48)1111(内303)

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に、加入が義務付けられています。

車検制度のない二百五十cc以下のバイク(原動機付自転車・軽二輪自動車)は、有効期限切れ、かけ忘れに注意してください。

問い合わせ先

中部運輸局愛知運輸支局

☎052(351)5312

ホームページアドレス

http://www.jiba.jp